

通貨論争と銀行制度（一）：発券銀行の発展を中心として

荒牧，正憲

<https://doi.org/10.15017/4362442>

出版情報：経済學研究. 23 (1), pp.65-99, 1957-05-15. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

通貨論争と銀行制度 (一)

—— 発券銀行の発展を中心として ——

荒 牧 正 憲

は し が き

通貨論争における通貨原理および銀行原理の本質や差異は、この論争の背景となつて展開されつつあつたイギリス産業資本の構造発展とからみ合わせて把握するとき、はじめて具体的・統一的に理解することができる。こうした意味から十九世紀初頭より通貨論争にいたるまでの資本主義の発達を、とくにその流通部面に生じた諸変化にかぎつて眺めると、銀行券における発展、小切手取引の擡頭、銀行制度における分化の三点は見落すことのできない重要な事実であり、また究めなければならぬ経済的意義を内包しているように思われる。

わたくしはさきに「通貨論争の背景」と題して、これらの事実をつらぬく意義を探りながらこの変化の底流をなしていた発展の動向を論じた。⁽¹⁾ そうして通貨原理も銀行原理もともに一時代における対立の意識、とりわけ諸資本のあいだの利害における対立の意識であることを指摘し、資本主義のもたらす物神化と抽象化の転倒されゆく意識を通貨原理は代表

し、これに対立して反駁する銀行原理は生産過程の内面と産業資本の本質にたいし数々の意見を示しているが、それには、資本の蓄積に立運れて苦しむ中小企業その居所に止まろうとして抵抗する意識が拭いようもなく濃い影をおとしている、と特色づけておいた。しかしながら巨視大観的な素描におわり、問題提起の域をでないものにすぎなかつた。

ところで一般には、通貨原理と銀行原理とのあいだの貨幣理論における対立の基調を、銀行券の流通を支配する法則にかんする認識のうちにもとめ、銀行券を小切手や手形と同様に信用諸手段であると規定する銀行原理を高く評価し、それを金屬鑄貨や國家紙幣などとともに貨幣の部類に入れ、商業手形やその他の信用貨幣をたんに貨幣を節約する方法でしかないと説く通貨原理の誤りが指摘されるのが普通である。⁽²⁾貨幣理論における両原理の認識をこのように抽象化して並列すると、通貨原理には真理の片鱗すらないように見える。しかし銀行原理も決して銀行券を「経済学的諸範疇の全体系とのあいだのなんらかの生きた関連で把握して」⁽³⁾いるのではない。貸付・還流および兌換という銀行券の流通に特有な規定性を認識し、銀行活動の受動性を説くことによつて通貨原理による発券規制に反対したとしても、これを貨幣の流通を支配する一般的な法則とのあいだの何らかの内面的な連関性において把握することはできなかつた。ましてこれを資本一般に結びつけて一層高次の思考の次元において批判的に止揚するなど彼らには期待できなかつたのである。これに反してその誤つた貨幣理論にもかかわらず通貨原理は第二次ピール条例の制定となつて結実し、イギリス銀行制度の長き礎石を築いたのである。当時における産業資本の構造発展が貨幣・銀行制度の改革を必要とし、銀行券を通貨原理のそれ自身転倒させた主張に似つかわしいまでに物神化せしめた姿容にまで發展せしめていたからである。こうなると貨幣理論における対

立点だけを定型化して、地金論争やスミス、リカードウなどと直接・無媒介に結びつけることはできない。それぞれの段階における貨幣・銀行制度の発展を歴史的な経済構造の展開の中で位置づけつつこれらを一貫して具体的に把握し、そのもつ本質や差異が規定されなければならない。事実、通貨原理も銀行原理も、イギリスにおける貨幣・銀行制度、ことにイングランド銀行の発展をめくり最も激しい論争のなされた一八三二年から四四年にいたるまでの時期に形成されたのであるから、この段階における現実的な貨幣・銀行制度の構造が経済総過程のなかで位置づけられねばならない。

銀行券であれ小切手であれ銀行制度が創造して貨幣に代位させる流通信用にすぎない。銀行取引の本質は貨幣取引と貸付取引との一体化的結合にある。⁽⁵⁾したがって銀行制度の歴史的な構造発展は同時に貨幣制度の展開を内包する。金貨幣のもつ諸機能を歴史的・論理的な前提とし、その上に展開され構築される貨幣制度の体系は、展開された信用制度のもとにあつては発券制度という形態をとつて現われる。発券制度の基礎には鑄貨制度および本位制度が存在し、内包されていることは、いうまでもない。⁽⁶⁾いいかえれば、金貨幣のもつ諸機能が発券制度という貨幣制度のより高次の次元において止揚され展開され、かつ貫徹されているのである。通貨原理と銀行原理とのあいだの対立の基調には、こうして銀行券を展開された信用制度のもとにおける流通手段たらしめようとする資本の要求が強く横わつていたことは否定できない。

発券制度としての貨幣制度の展開は具体的には発券銀行としての銀行制度の発展にこれを求めることができる。発券銀行の発展を特色づけるものは銀行券における発展である。

通貨論争の背景となつて展開しつつあつた発券銀行といへば、第一表に示すごとく、イングランド銀行、株式発券銀行

第一表 発券諸行の種類、数および発券額

年次	地方銀行 (L. Mn.)			イングランド銀行 (L. Mn.)			地方銀行数	
	総額	私営銀行	株式銀行	総額	5ポンド以下	預金	私営	株式
1807	18.0			19.7	4.2	11.8		
1808	16.9			17.1	4.1	13.0		
1809	23.7			19.6	5.2	12.3	755	
1810	23.9			24.8	7.2	13.6	783	
1811	21.5			23.3	7.6	11.1	741	
1812	19.9			23.0	7.6	11.8	739	
1813	22.6			24.8	8.0	11.2	761	
1814	22.7			28.4	9.7	14.8	733	
1815	19.0			27.2	9.5	12.7	699	
1816	15.1			26.8	9.1	11.9	643	
1817	15.9			29.5	8.0	9.1	585	
1818	20.5			26.2	7.5	7.9	576	
1819	17.4			25.3	7.2	6.3	587	
1820	11.8			24.3	6.7	4.4		
1821	8.4			20.3	2.5	5.8	521	
1822	8.1			17.5	0.9	6.4	526	
1823	8.9			19.2	0.5	7.8	547	
1824	10.6			20.1	0.4	9.7	547	
1825	14.1			19.4	0.4	6.4	544	
1833	10.1	8.8	1.3	19.6	0.3	12.6	416	35
1834	10.4	8.6	1.7	18.7	0.3	13.8	416	47
1835	10.7	8.2	2.5	17.9	0.3	13.7	411	55
1836	11.8	8.1	3.7	18.1	0.3	12.3	407	100
1837	10.7	7.0	4.7	18.7	0.3	10.4	351	107
1838	11.5	7.3	4.3	19.7	0.3	8.6	341	104
1839	11.8	7.3	4.4	17.8	0.3	7.8	332	108
1844	8.2	4.8	3.4	20.2		13.3	280	72

通貨論争と銀行制度 (-)

第二十三卷 第一号

六八

Emmanuel Coppieters, English Bank Note Circulation
1694—1954, 1955, pp.150—1, 154—5, 158—9.

および私営発券銀行の三種の形態であり、イングランド銀行を除き、すべて地方における銀行である。これらがすべて銀行券を発行した。しかし十九世紀初頭から中葉にいたるまでのこれら三種の銀行の発行高における推移をみると、株式発券銀行のもつ比重は私営銀行のそれと同じく相対的に減少している。株式銀行はむしろ預金銀行として出発し、それを基盤として生成・確立してきた。(7) これに反して私営銀行は発券銀行として、主としてその発行益に依存したの

である。⁽⁸⁾ そうして十八世紀末葉から十九世紀の初頭にかけて發展の最高頂に達したことは、第一表の示すとおりである。そうなるが発券銀行としての銀行制度の展開はこれを私営發券銀行とイングランド銀行との対立の歴史的過程にもとめることができよう。株式發券銀行との対立は、より展開された高次の矛盾にもとづいてのものとして考察されうることになる。

十九世紀の二十年代、ことに一八二五年の恐慌を契機として私営銀行券はしだいにイングランド銀行券によつて代位される傾向をたどり、これに呼応して預金貨幣が擡頭してきたことは前稿においてのべた。いかなる意味と内容においてそうした傾向を歩み、産業資本の構造發展とどのようなからみ合いにおいてこのような歴史的傾向となつて現われたかも、そのときのべておいた。しかし私営銀行券とイングランド銀行券の性格および内容においては、立入つてこれをのべなかつた。両者はいかなる内面的な關連と外的対立をもつていたのか、これがまた預金貨幣の擡頭とどのように關連することによつて貨幣・銀行制度の構造の中でその固有の性格と機能を發揮するかが説かるべく残されていたわけである。問題は固有に歴史の問題であるとともに、それを貫いて展開される論理自身にかかわりをもつ。当然に、この種の銀行の發生の基盤や性格、およびその推移の中での銀行券における展開の論理や預金貨幣の擡頭のごときが、説かれねばならない。

銀行券における發展は發券銀行の展開にからまり、小切手取引の擡頭は預金銀行の生成・確立に連なる。といつても前者は歴史的にも論理的にも後者に先行する關係にあるから、ここでは銀行券における發展を中心に、發券銀行としての銀行制度の展開がまず論じられることになる。預金貨幣および預金銀行の擡頭や固有の意味の銀行制度の展開は稿を改めね

ばならない。この論文においても視角はあくまで通貨論争の背景におかれ、しかも経済史的事実の発展に重点がおかれることは止むをえないことであつた。以下においては(一)、私営発券銀行、(二)、株式発券銀行、(三)、イングランド銀行、(四)、通貨論争という序列で説かれるが、あくまで構造的な視角からのものであることを断つておきたい。

- (1) 九大経済学研究、二十一卷四号掲載。
- (2) 麓健一「信用創造理論の研究」東洋経済新報社、昭和二八年、一七五—一八〇頁参照。
- (3) 経済学批判、国民文庫、二二七頁。
- (4) L. Liepmann, Der Kampf um die Gestaltung der Englischen Währungsverfassung 1819—1844, 1933, S.110.
- (5) 高木暢哉「銀行通論」春秋社、昭和二五年、五一頁。
- (6) 「本位制度はもちろん鑄貨制度と発券制度の基礎に存するものであり、他方発券制度は銀行信用の一形態としての発券信用をふくんで貨幣制度のより高度の形態をなしている。」高木幸二郎「貨幣制度」講座信用理論体系、日本評論新社、Ⅲの二二四頁。
- (7) W. T. C. King, History of the London Discount Market, 1936, p.39.
- (8) L. Liepmann, a. a. O., S.88

—

産業革命の初頭にいたるまでイングランド銀行の活動は、主として国家財政の管理という点に絞られていたが、この時期に急激に発達してきた産業資本の要求に対応せざるをえなくなつた。この要求は銀行発券制限時代 (Period of Bank Restriction) において未聞の高さに達する。⁽¹⁾ 時期を同じくして地方発券銀行は擡頭し群生した。このときイギリ

スは外にはナポレオン戦争という莫大な出費に悩まされながらも、内には産業革命の怒濤のごときしぶきを沿びていた。「これらの時期の第一段階（ほぼ一八一五年まで）は、主として、鉱山業、広汎な地域にわたる鉄鉱生産および加工業、繊維工業の発展によつて特徴づけられる。またこのときに運河の建設が始まり、これが国内産業の著しい膨脹を可能にした」⁽²⁾のである。これらの産業はロンドン以外の地方において勃興し、これを基盤として地方発券銀行は最盛期を誇ることになる。ギルバートは次のように、この種の地方銀行を特徴づける。

「これらの銀行は六名以上の社員をもつことはできない。彼らは預金銀行であり、投資銀行であり、割引の銀行でもある。預金銀行として彼らは、通常、預金にも出納勘定の残高にもともに利子を附し、そして取引の全体にたいして手数料を課する。商業および工業地域においては、彼らの前貸は、通常、割引の方法によつてなされる。農村地域においては、しばしば、貸金によつてなされる。彼らはロンドン宛に為替手形か信用状 (Letters of Credit) を発行することによつて貨幣を送付するか、或は、彼らの代理店に命じてロンドンに住む銀行家や関係者たちに支払わせるのである」⁽³⁾。

すべての社会的存在の先駆がもつ性格を彼らももっている。彼らは凡ゆる種類の銀行業者である、というよりもむしろ、発券銀行としての性格をうち出すためにこうした種々の銀行取引を未分化的に一体として営んでいた。出納勘定と固有の預金勘定との区別はなく渾然一体として預金と観念しこれに利子を附す⁽⁴⁾。また全取引にたいして手数料を課するといふ彼らの慣習は、貨幣取引としての預金取引の性格を示すもので、利子つき資本の関係は未だ貨幣取引のうちに埋没しており、外面化して独自に展開されるまでに至つていない姿を示している。銀行取引のうちにひそむこのような限界、つま

り地方的局地性と未組織性にもとづく未展開は後にのべる新しい形態の銀行、中央銀行としてのイングランド銀行および株式預金銀行の業務内容のなかに整備され止揚されることになるが、それはともかくとして、しばらく彼らの生成の基盤をみることにしよう。

地方発券銀行業者たちは「主として地方の穀物商、家畜商、羊毛仲買商、醸造業者かあるいは商人からの成り上りで、彼らの主な仕事は農夫か商人たちに通貨を供給することであつた」⁽⁵⁾。自らの商品取引に附属し派生する貨幣の収納、支払、簿記および為替取引などの貨幣取引業務に習熟してきた彼らは、近隣の商人や企業家たちのために、彼らに代つてこうした取引を営むことによつて先づ専門の貨幣取引業者となる。彼らはまた貨幣に利子を付して預りこれを自己の取引か短期の為替手形に投じたり、顧客に一時融資することによつて銀行業者に転化した。こうした為替取引が集中化し專業化することによつて手数料収入も多くなり、預金取引による遊休資金を吸収し形成しつつ、これを準備として銀行券を発行することに到ると近代的銀行業の性格をもつことになる。彼らは最初、預金にたいして利子つき銀行券 (interest notes) を渡し (貨幣手形)、それらは地方で第三者に譲渡された。これが十八世紀の末葉までに期限つき銀行券 (notes payable after a certain time) へと発展し、要求払いの銀行券 (notes payable to bearer on demands) となつてその流通力も増し一般化するにいたつた。⁽⁶⁾ こうして発券銀行としての性格をうち出して行つた地方銀行の生成の基盤は、地方の農村か、あるいはマニファクチュアを發展させた工業地域であつた。⁽⁷⁾

預金取引によつて蒐集し形成した貴金屬貨幣でもつて貸し借りする段階から、こうした貨幣を基礎にし準備として銀行

券を發行し、これでもつて貸付取引を行うにいたつて彼らは、近代の銀行業者として呱呱の声をあげる。農夫や商人にたいし貸しつけた銀行券部分にたいしては、一定額の準備を持つていれはよい。かくして解放され遊離した資金部分は、手形仲買人を通じてロンドンの手形市場や工業地域の銀行家のもたらす為替手形に投資される。「工業化が始まり、商業が發展し、借り手の優勢な地方に銀行が生成すると、手形仲買人の奉仕が不可避となつた。彼の主な仕事は、それゆゑ『工業地方』の銀行家から手形を受取つて、ロンドンまたは『農業地域』の銀行家によつて割引かせるための手筈を早急に整えるためにやつてくることであつた」⁽⁸⁾。地方の産業が普及し、發展してくると彼らのもつていた地方的局地性や未組織性は手形取引を通じてロンドンの預金銀行に結びつき、また後者はイングランド銀行に依存するという關係においてその局地性を突破しようとする。あるいはまた他の地方私營銀行との結びつきを緊密にすることによつて銀行取引に必要な知識や相互間の準備強化が行われる。このようにして十八世紀の末葉までに金融機關の三系統といわれるイングランド銀行、ロンドンの私營銀行、地方の私營銀行の結びつきは形成されたのである。産業革命も十九世紀に入ると地方の産業・商業の發展はいよいよ商業信用關係の成熟をもたらし、為替手形の流通は膨大となり、ロンドンの預金銀行は發展し、また手形仲買人は専門の仲買商となつて發展したのである。地方諸行のための手形仲買人の代理制度は一八一〇年までに普及した。リチャドソン商社とはとくにランカシャー地方から巨額の手形を受取つてソーフォーク、サゼックス、エゼックス、サファークス、およびヨークシャー地方に割引きのために送り、これらの地方は年間、七・八百万ポンドも貸しつけ、時には一時に百五十万ポンドも貸しつけたのである。⁽¹¹⁾これはまた地方銀行の代理店であるロンドンの預金銀行にも現われて

くる。すなわち一七九七年以前のある時期にイングランド銀行に勘定を開設することが許されていた彼らに、兌換停止の時期に自己名義での割引が許され、戦時中には自由によるの特権が行使された。主として準備を国庫手形で保有し、深刻な現金不足の生じた時期には何時でもイングランド銀行で再割引したといわれる。兌換停止の前後における社会的動揺がかかつてイングランド銀行の責任に向けられ、戦時中の割引手形の額が増大したのはイギリス国内産業の発展を象徴する地方銀行の意義が無視しえない力にまで勢力をえイングランド銀行を大きく産業資本の方へとおし流したことを意味する。つまり、農村かマニユファクチュアに基礎をおくこれら地方の私営発券銀行は彼らの持つ局地的・限界性を手形仲買人を通じてのロンドンおよび工業地帯の銀行との結びつきにおいて克服してゆく以外に、発展の余地が残されていなかった。このようなファクトリ段階に入ろうとするに当つての銀行業の新しい発展は、彼らの発行する銀行券に最もよく顕れている。

地方発券銀行の命脈ともいふべきものは銀行券発行による発行益であつたが、その発行する銀行券は主として小額券で、賃銀かそれ以外の地方支出および農夫への貸付に用いられた。「企業家よりなる一団の銀行家は地方の支払手段供給の必要に促されて成立するに至つた」⁽¹⁴⁾のである。こうした銀行券は所得の流通を代位するものとして流通したのである。銀行券とは「いつでも持参人に支払われるという銀行業者あての手形にほかならないもので、銀行業者によつて個人手形に代用されるものである」⁽¹⁵⁾。貨幣・貸付取引業者としての銀行業者あての手形であるから、それは先づ貨幣手形という本源的な性格において金貨幣に代つて流通しうる。私的な財産を基礎とし準備とする地方の未組織の銀行業者の発行す

る手形が所得の流通にふみこんで鑄貨に代つて機能することができたのも、もとはといえば深くこのような本源的な性格に根ざすものであるが、同じ代用の貨幣としての根拠にもとづいて、商業手形に代り、割引形式でもつて資本の流通に介入していたことは看過できない。大額の商業取引には為替手形かロンドン宛の銀行手形およびイングランド銀行券が用いられ、これらは地方銀行のもつロンドン預金かイングランド銀行券で決済される。そうした指向は、とくにランカシャー地方においてこの時期にみられる銀行手形 (Bank Draft) やロンドンで支払われた大額銀行券のなかにみられる。十九世紀の初頭において大額銀行券はロンドンに送られ地方銀行のロンドン代理店で決済された。それにしても地方で発行された小額券のうちに、ファクトリ段階へと進もうと劃期的な変革にさらされつつあつた産業資本の歴史的要請に答えての銀行券の所得流通への侵透と、それにもとづいてのその一般化による確立ということが見出せはしないであらうか。商業や産業の発展は当然に貸銀支払部分や短期の運転資金を必要とする。商業手形の増大にみられる資本流通の拡大ということそれ自身が、半面では所得の流通の膨脹という発展の他の方面を必然にする。この所得の流通を代位することによつて金鑄貨の流通という狭い物理的制限から産業資本を解放し、地方産業の育成をもたらしに至つたその近代化への意識は否定できない。そうした指向は、十八世紀を通じて、ことに十八世紀末葉から十九世紀の初頭にかけて、ロンドンの預金銀行や手形市場を足場とし、イングランド銀行を大きく産業資本のがわに傾かすことによつてその発行する銀行券を最終的に展開を完了した信用貨幣へと発展せしめるとともに、異質化の契機を内包せしめるに至る傾向の中にもみられるのである。逆にいうと産業・商業の発展につれてその資金需要が増大するか、或は、不況の波に曝されたときには、ロンドンへの依

存が、したがつてイングランド銀行への需要が増大してくることとなる。だが十九世紀も最初の時期にいたるまでは、この種の限界はことさら顕著には現われなかつた。「地方発券銀行は一七九三年、一七九七年、一八一〇年および一八一六年の諸恐慌においてひどい打撃をうけたけれども、銀行発券制限時代の多くの著作家たちのうちだれもその改革の必要を強調せず、また彼らに英国通貨の減価の責任を負わせなかつた」と⁽¹⁷⁾いうのは、地方銀行とイングランド銀行の相関的な発展が行われつつ銀行券の信用貨幣としてのその成熟の進行期であつたからであろう。⁽¹⁸⁾一八二五年以後において顕著になる信用貨幣に内在する矛盾的關係はまだ甚だしくは露呈されてこない。他方、地方銀行の胎内にもつ預金銀行取引の面においても、前述の傾向を看取することができる。十八世紀の末葉から発展の胎動を示してきた工業地帯、ことにランカシャー地方を中心とする非発券の預金銀行およびロンドンの預金銀行の展開のことである。預金貨幣という新種の信用貨幣の擡頭・発展となるのであるが、これについては別に稿を改めて詳論したい。ただこのところでは、この非発券の預金銀行取引の展開が後にいたり生成・確立する株式組織の預金銀行の発展の素地をつくることを指摘しておくだけのことにしてしう。

要するに、私營發券銀行は地金論争の段階にいたるまでにその發展の絶頂に達し、その地方的な局地性や未組織性を手形仲買人を媒介としてロンドンの預金銀行および手形市場との結びつきにおいて、イングランド銀行を展開を終えて最終的な近代的銀行へと大きく揺り動かしながら克服していつた。代理店や手形仲買人を通ずる連絡網を足揚にし、發展度の低い農村やマニユファクチュアの基礎をもつ農工商資本家を狭隘な金基礎から解放することによつてその増大する鑄貨

需要を満し、他方、資金の過剰な地方からその需要度の高い工業地域へとそれを転送することによつて、この歴史的段階における銀行家としての機能を果したのである。資本の流通の部面での地方銀行券の働きのためには、ロンドンの預金銀行を通じるイングランド銀行への依存ということが支援となつた。後には預金貨幣が資本の流通にとつての担手となるが、いずれにしても、イングランド銀行券による裏づけがなければならぬ。産業革命の終了は、所得の流通にあつて鑄貨に代りうべき信用度のもつとも高い小額銀行券を必要とする。いずれにしてもイングランド銀行券が信用貨幣としての最終の完成をとげなければならぬ。所得の流通や預金貨幣の支払準備となつて貨幣体系の底に沈澱するようになるまでに発展をとげればよいのである。このことを必要としてやまぬ新しい社会関係の胎動が、通貨論争の時代を特色づける背景であつたかに思われてならない。

(1) L. Liepmann, a. a. O., S.53. なおこの時期におけるイングランド銀行の割引手形の年平均額を不すと次のごとくである。

年次	単 位 百万ポンド
1795	2.9
1796	3.5
1797	5.4
1798	4.5
1799	5.4
1800	6.4
1801	7.9
1802	7.5
1803	10.7
1804	10.0
1805	11.4
1806	12.4
1807	13.5
1808	12.3
1809	15.5
1810	20.1
1811	14.4
1812	14.3
1813	12.3
1814	13.3
1815	14.9
1816	11.4
1817	4.0
1818	4.3

(L. Liepmann, a. a. O., S.54, 208.)

(2) L. Liepmann, a. a. O., S.3.

通貨論争と銀行制度 (一)

第二十三卷 第一号

七七

- (3) J. W. Gilbert, *A Practical Treatise on Banking*, 1865, Vol. II, p.448.
- (4) L. S. Pressnell, *Country Banking in the Industrial Revolution*, 1956, p.163.; T. S. Ashton, *The Bill of Exchange and Private Banks in Lancashire, 1790—1830*, in *Papers in English Monetary History*, 1953, ed. by T. S. Ashton & R. S. Sayers, pp. 46—47.
- (5) T. S. Ashton, *ibid.*, p. 40.
- フランスでは地方銀行の起源を次の三つの類型をもつて示してゐる。
- Ⅰ Industrial Origins……生産者なりし企業家。
- Ⅱ The Money Scriveners……公証人。
- Ⅲ Remittance Activities……送金業者。
- (L. S. Pressnell, op. 12—74.)
- (6) Henry Thornton, *An Enquiry into the Nature and Effects of the paper Credit of Great Britain*, 1802, ed. by Hayek-pp.170—173.; L. S. Pressnell, op. cit., pp.139—40.
- (7) この点についてマシヤンは次のようにのべている。
- 「しかし中部やウエスト・ライディングの工業地域に多くの銀行があつて、その殆んどが銀行券を發行してゐたという事實は、単に農業対工業という言葉の比較だけでは説明しがたい。ランカシャーをこの例外としたのは比較的狭小な地域に大規模な企業や生産の集中があつたといふことがより納得のゆく説明のよつた思はれる」。T. S. Ashton, *The Bill of Exchange……*, op. cit., p.41.」
- の地理的な集中と十九世紀における農村地域への集約化現象について L. S. Pressnell, op. cit., pp.148—52. 参照。
- (8) W. T. C. King, op. cit., p.6.
- (9) 三輪悌三「産業資本段階における信用制度」講座信用理論体系、Ⅲの一〇九頁。
- (10) L. S. Pressnell, op. cit., pp.89, 434—439.
- 「リヴァプールやマンチェスターはすべての大類の商業上の支払の全部を、これらの地域の銀行券でなく、ロンドン宛に振出された一ヶ月か二ヶ月の期限つきの手形で支払つた。これらの町の各々の銀行から年々振出される手形は数百ポンドに達した。」Henry

Thornton, op. cit., p.94.

- (11) W. T. C. King, op. cit., p.9.
- (12) W. T. C. King, *ibid.*, p.13.; Lowson, *The History of Banking, 1850*, pp. 255—6.
- (13) 「この依存(インダマン)銀行にたいする地方銀行の)は、事実、發券制限時代以前においてきえ著しかった。そして一七九三年の逼迫期において、また一七九五年の十二月において採用された反対の政策(インダマン銀行の割引制限)によつて強い反対が生じたとき、はつきりと現われた」。兌換が停止されたとき「公衆の反感が非常に強まつたのでロンドンの商工会議が、現金、銀行手形および商業手形をたしつて自ら合同の約束手形を發行する決議をした。」W. T. C. King, *ibid.*, p.71.; J. K. Horsfield, *The Duties of a Banker I*, in *Papers*...., p.8. 括弧内は筆者。
- (14) L. S. Presnell, op. cit., p.14., or, pp.15—6.; Elmer Wood, *English Theories of Central Banking Control 1819—1858*, 1939, p.16.
- (15) 資本論、向坂訳、岩波文庫、(中)の一一九頁。
- (16) L. S. Pressnell, op. cit., p.132.
- (17) Emmanuel Coptiers, *English Bank Note Circulation, 1694—1954*, 1955, p.80.
- (18) この点についてはナポレオン戦争、国債等々の複雑な諸關係が考慮されねばならないが、これは別に機会をみることにする。

二

イングランド銀行の發展は、同時に發券銀行としての地方銀行の衰亡に相映する。このことは、地方發券銀行の生成の基礎であり基礎であつた狭隘なマニファクチュア生産の規模が機械性生産によつて止揚され、攝取されるか、従屬の關係において存在し続けることになるという産業資本の構造の發展・変化に關係をもつ。低次の關係が一層高次の社会的存

在となつて発展するという連続の過程であるとともに、後者にとつては否定的に克服さるべき前提でしかないという非連続の歴史的発展である。

十九世紀初頭から中葉にかけて鉱山、鉄道、繊維工業部門の発展は目ざましく、石炭産出高、鉄産出高、原綿および羊毛の輸出高は飛躍的に増大し、農産物は決定的に工業国へと転化し、「一八三〇年に英国はすでに世界の工場へと発展した」のである。⁽¹⁾ また人口の都市への集中は賃銀労働者階級の確立を意味し、これらは一八三二年の選挙法改正案 (Reform Act) やチャーターティスト運動 (chartist movement) などの政治的社会的運動となつて現われ、「ブルジョアジーの勝利となつて終つた」のである。⁽²⁾ 工場における作業機や動力機の使用や普及は生産過程を技術的にも機構的にも変革し整備し、生産力は飛躍的に増大した。この生産工程における機構改革は当然に賃銀や原料支払のための運転資本のみならず、工場の建設や機械などの固定的設備への投下資本の需要を喚起する。⁽³⁾ 信用は必然化し長期・大額となり、いわゆる工業金融への需要が現われてくる。これに照応し要請されて、流通部面にも銀行制度の改革がなされることとなつた。一八二六年の株式銀行条例 (Banking Copartnerships Act) によつて設立を許可され、一八三三年の銀行特許条例に含まれていた確認条項 (Declaratory Clause) の拡張解釈によつて生成・群立するようになった株式組織の銀行業の擡頭である。⁽⁴⁾

資本主義の矛盾は恐慌という姿をとつて最も決定的に現われる。恐慌は産業にとつての破壊であるが、鬱積した不均衡を清算する。一八一六年の戦後恐慌を初めとし、とくに二五年の恐慌を契機に、私営銀行の限界は疑いようもなく社会の

第二表 設立および消失銀行

通貨論争と銀行制度(一)

年次	設立銀行数				消失銀行数				消失私営銀行数				消銀		失行		株式数	
	私営		株式		私営		株式		破産		他原因		破産		他原因		株式数	
	発券	非発券	発券	非発券	発券	非発券	発券	非発券	発券	非発券	発券	非発券	発券	非発券	発券	非発券	発券	非発券
1819	15				38					8	3	30						
1820	18				23					2	2	21						
1821	10				17					5	4	12						
1822	22				12					2	6	10						
1823	10	不			22		不			3	5	19						
1824	22				21					4	8	17						
1825	27				26					2	4	24						
1826	24		6		100					53	34	47						
1827	19		1		26					4	4	22						
1828	15		3	2	18						2	18						
1829	13		4		27					4	4	23						
1830	7	明	3		23		明			1	2	22						
1831	19		7	1	27					4	3	23						
1832	13		10		20					5	4	15						
1833	12		12	1	14					1	1	13						
1834	8		5	3	17					1	1	16						
1835	8		35	10	13					2	1	11						
1836	4		7	4	44		4	3	3	1	4	43						
1837	4				16		3	2	1	1	1	15						
1838	5			5	15					2	2	15						
1839	8		3	2	7			1		9		7						
1840	1		2		12			1	8	16	4							
1841	9		1	2	11			1	11	15	8	22						
1842	9		1	1	26			1	4	8								
1843	8			1	16		2	3	6	5	10							
1844	3			19	16		20		2		14			1			19	

第二十三卷 第一号

L. Liepmann, Der Kampf um die Gestaltung der Englischen Währungsverfassung 1819—1844, 1933, S.228.

表面に露呈せられた。第二表にみられるごとく、一八一九年からピール銀行条例の制定にいたるまでに消失した私営発券銀行は五〇七行に及び、その残存銀行数も五八七行から二八〇行という半分以下となった。新しく設立された銀行数も一八三三年の銀行条例を中心として減少の一途をたどっている。一八二六年に設立された株式組織の銀行業は、一八三六年の恐慌にいたるまでは主として銀行券を発行する株式発券銀行の設立が

圧倒的であるが、その後は非発券の預金銀行の設立が優勢となつている。こうした新しい銀行制度の発展のなかで私営発券銀行は破産、結合、吸収という形態をとつて消失するのであるが、これを銀行取引の面から眺めると、預金銀行取引と発券銀行取引との分化、自立化という姿をとつて発展する傾向がみられる。私営地方銀行の胎内に統一的に保有されていた発券銀行取引と預金銀行取引とが自己外化をとげ、前者はイングランド銀行に、後者は株式預金銀行という社会的な分業組織の中に吸収され、互いに異なる業務内容のなかに止揚されて整備されてゆく傾向をみるのである。始発の混沌のうちに統一されていた銀行取引の本質が発券銀行取引と預金銀行取引との分化という形態をとつて自己発展をとげるのである。「銀行業における自由主義は、一八二六年、一八三三年の銀行条例において一応の具体化をえた⁽⁵⁾」といわれる所似であらう。

株式銀行と私営銀行とのあいだの競争、後者の敗退と従属化は、預金銀行取引をめぐつてなされた。「明かにこの競争は、非常にしばしば、預金により高い利子を付する——このことも時には行われたが——というよりはむしろ、預金者にたいして、彼らの勘定の過振りを許すとか、彼らの手形を割引くといったような非常に寛大な条件を与えるような形式をとつたのである」⁽⁶⁾。株式銀行が私営銀行に対立して、預金により高い利子を付し、貸越取引を許すなどという有利な貸付条件をあたえたことは、彼らの資産の充分なる活用を、必要額以上の手許現金を保有しないという技術と機構の発展を前提とする。既に私営銀行時代に形成されていた金融機構は、さらに一八三〇年を契機として整備をとげる。一八二五年の恐慌後、早くも中央の準備制度 (central reserve system) が形成され、イングランド銀行とは独自の準備金を保有

するロンドンの金融市場が形成されたのである。一八三〇年にいたる頃までにロンドンの割引金融市場は形成され、地方の産業・商業資本家の振り出す為替手形は、⁽⁷⁾株式銀行を通じてすべてロンドンの割引金融市場に持ちこまれるようになった。そしてこうした再割引業務が株式銀行にとり恒常的となり慣習となる。「再割引業務が日常の出来事となつた」。割引市場は発展し、私営銀行時代における手形仲買人は専問の割引商に発展し、ロンドンの諸銀行には貸付資本が累積され、ユールの形式でこれら割引商会に放出される慣習が生じた。この預金銀行取引を通じての私営銀行と株式銀行との対立関係は始めのうちは顕在化しなかつた。株式銀行は初め地方銀行の地盤を侵害することなく小額勘定を調達したのである。ところがやがて私営銀行の顧客の預金が株式銀行の預金に吸収されるようになった。「新しい株式銀行の株をもつうになつた人々は私営銀行と非常に強い結びつきのない限り、彼らの預金を前者に振替えた」⁽¹⁰⁾からであるという。それのみならず一八三六年、九年と引続き起つた恐慌は、株式銀行による私営銀行の預金の吸収を必然化した。⁽¹¹⁾

つまり株式銀行と私営銀行の対立の中心は、預金銀行取引をめぐつてであるといふことができる。株式預金銀行は工場制生産という産業資本の新しい発展を基盤として生成し、私営銀行の銀行業務を、預金銀行取引という面から摂取し、吸収することによつて自己の発展の基盤を築いた。私営銀行の地盤が、これを下から支え、その前提となるという形において残存することになるが、それは最早、十八世紀の末葉における形態とは異り農村地方に残存する第二次の従属的なものとしてのみ存在の意義をもつにすぎない。この点についての立入つた分析は、別の稿に譲らねばならない。

株式銀行が発券銀行として、発券銀行業務の面から私営銀行に対立するのはむしろ第二次的ではなかつた。一八三〇

年代、ことに一八三三年の銀行条例がロンドンに株式預金銀行の設立を許可し、イングランド銀行券を法貨としてからは
発券銀行としての株式銀行はむしろ衰亡したのである。株式銀行が銀行券を発行したのは、普通に、私営銀行を吸収した
場合であるといわれる。一八二九年に設立されたマンチェスター銀行は、しばらく銀行券を発行したが、一八四一年には
これを停止した。唯一の例外であるナザン・アンド・セントラル銀行を除き主要な株式銀行は発券しなかつたのである。⁽¹²⁾
株式銀行と私営銀行との対立は、こうして預金銀行取引の面からであつたのだが、この段階における私営銀行券の推移の
方はどうなつてゐるか。

「一八四一年において地方銀行委員会の会長は、五百万ポンドほどの銀行券(すなわち、全私営銀行券のうちの七パー
セント)が工業および商業と関係のある地域において流通してゐた⁽¹³⁾」と述べている事実は、十九世紀の初頭から中葉にか
けて私営発券銀行の活動が主として農村地方に限定されてきたことを意味する。この傾向は十九世紀の初頭において初ま
り、一八二五年の恐慌後、イングランド銀行が地方に支店を開設するようになって著しくなつた。イングランド銀行券が
地方銀行券を代位するという形において行われた。それはともかく、一八二九年以来五ポンド以下の銀行券の発行が禁止
され、三〇年代および四〇年代になるとロンドンおよび地方を問わず、金鑄貨が實銀支払や小売取引などの所得の流通に
支配的となり、またイングランド銀行券がマンチェスターやリヴァプールなどの工業地域において所得の流通を代位した
のである。ランカシャー地方を除き、イングランド銀行券は大額の商業取引に使用され、また、銀行勘定を保有しない富
裕な小生産者階級の支払に用いられたのである。そしてこのように地方銀行券を農村地方に限定する一方、大額の商業取

引およびより小額の支払には小切手や為替手形の使用が一般化してきたのである。地方小額銀行券の駆逐が、一方においてイングランド銀行券の地方への侵入を、他方において小切手使用の普及をもたらしたというのである。「農業地域においてさえ小切手の使用が慣習的となつた」。⁽¹⁵⁾

預金取引にもとづいて蒐集し形成された貨幣を準備として銀行券を発行し、これを産業者や商人に貸付ける。そしてそれが彼らの貸銀部分や地方での小売取引という所得流通を代位した。そういう点に地方銀行券の特色があつた。銀行券の貨幣手形的性格、厳密に言へば貨幣・貸付業者の手形という性格の中の貨幣的規定性の面において地方銀行券は農村やマニユファクチュアに基礎をおく産業および商業資本家たちの所得流通を代位した。ところが十九世紀も中葉、すなわち産業革命も仕上げの段階にいたつてこれらは農村地域に限定され、その発行額も減少の一途をたどるようになった。代つて発展してゆくのは、イングランド銀行券である。所得の流通において地方銀行券に代つて進出するばかりではなしに、資本の流通の面に機能するようになる預金貨幣にとつての支払手段となつて機能する。

- (1) L. Liepmann, a. a. O., S. 6 f. リープマンの挙げる統計表により、このことを示すと次のごとくである。

(3) (2)
L. Liepmann, a. a. O. S. 3.
L. Liepmann, a. a. O. S. 10f.

1. 石炭産出高 (単位トン)

1770年	1795年	1816年	1829年	1854年
6,200,000	10,080,000	15,000,000	30,000,000	64,700,000

2. 鉄鋼産出高 (単位トン)

1788年	1796年	1806年	1830年	1839年
68,000	125,000	258,000	678,000	1,248,000

3. 原棉および羊毛の輸入高 (百万ポンド)

年次	1782	1790	1800	1810	1820	1830	1840
原棉	11.8	31.4	56	132.5	144.8	260	
羊毛		2.5	8.6	11		32.5	49.4

4. 輸出入の官報価格 (百万ポンド)

	年次	輸 出	輸 入
イングランド	1783	13,896	11,651
	1796	29,196	21,024
大英帝国	1805	31,064	28,561
	1815	58,624	32,987
および	1825	56,320	44,208
	1835	91,174	48,911
アイルランド	1845	150,879	85,281

(4) R. C. O. Matthews, *A Study in Trade-Cycle History Economic Fluctuations in Great Britain 1833—1842, 1954*, p.192
 最初に設立された地方株式会社銀行は、Huddersfield Banking Co., Bradford Banking Co., Lancaster Banking Co. の、これらは一八二七年に設立された発券銀行であった。非発券の株式会社銀行は、Bank of Manchester を嚆矢とし、同行は一八二八年に開設されて翌年から業務を開始した。Bank of Liverpool を含めて、一八三〇年まで一九行、三二年までに三八行となった。ロンドン市内に非発券の株式会社銀行は一八三三年の銀行条例により許可されて、次の二つが設立された。London and Westminster Bank (1834), London Joint Stock Bank (1836), Union Bank (1839), London County Bank (1839). (W. T. C. King, op. cit., p.43.)

(5) 三輪佛三、前掲書、一一八頁。

(6) R. C. O. Matthews, op. cit., p.195. 傍点筆者。

(7) イングラランドおよびウエルズにおける商業手形の流通額を示すと次のごとくである。

年次	位下 単百万ポンド
1833	54.4
1834	50.4
1835	57.4
1836	70.1
1837	64.7
1838	66.6
1839	75.9
1840	75.1
1841	71.6
1842	62.3

R. C. O. Matthews, op. cit., p.201. これより年平均額を算定した。

(8) W. T. C. King, op. cit., p. 40.

(9) E. Wood, op. cit., p.130.; W. T. C. King, op. cit., p.47.

(10) R. C. O. Matthews, op. cit., pp.194—5.

(11) R. C. O. Matthews, *ibid.*, p. 193.

通貨論争と銀行制度 (一)

第二十三卷 第一号

八七

- (12) R. C. O. Matthews, *ibid.*, pp.195—6.
(13) H. W. Hobhouse to Sel. Comm. on Banks of Issue BPP,1841(410), V, QQ. 15—18, in L. S. Pressnell, *op. cit.*, pp.151—2.
(14) R. C. O. Matthews, *op. cit.*, pp.176—7.
(15) R. C. O. Matthews, *ibid.*, p.178.

三

イングランド銀行券は一八三三年の銀行条例において法定支払手段としての規定性をうけとつたが、それには二つの制限があつた。すなわち、第一の制限は「イングランド銀行券は、イングランド銀行が彼らの銀行券を要求次第法貨たる貨幣で支払うかぎりでのみ法貨である」ということであり、第二の制限は「五ポンド以上の額にたいしてのみ法貨であるべき」⁽¹⁾だといふ制限である。銀行券が法貨となつて、国内流通において金貨を除いて無制限法貨としての通用力を与へられるようになった。しかし、これは二重の意味において重要である。このことによつて銀行券の手形たる本質が失われたのではない。「兌換が銀行によつて守られるかぎり、銀行券は貨幣を支払うという約束を依然としてあらわしている」のであるから、この面からいへば「銀行券が一般的流通においてひろく貨幣の代りに授受される事実を法的に確認したにすぎぬ」⁽²⁾。それはまた他面において「経済的範疇の国家干渉による形態上の独自化、階級的構成たるブルジョア経済の体制の内在的契機としての権力作用とそれによる一般的経済法則の修飾あるいは変形」⁽³⁾を意味する。つまり銀行券が国内流通において展開された二次的な現金として、広く所得の流通に機能し、預金貨幣の二次的な支払準備となつて貨幣制度の体

系の底に沈澱しようとする傾向を示すものとみることができよう。このような性格をイングランド銀行券が受取るようになるについては、それが本来的な信用貨幣としての性格発展の歴史的過程が背後に存在せねばならない。一六九四年に設立されていらい約一世紀以上にわたつてイングランド銀行券はそうした性格を除々に發展させ仕上げつあつた。産業革命も完成期になつてこの過程は結末をつげることになるのであるが、イングランド銀行券が地方銀行券を代位するようになる段階にいたつてこのことを明白にする。地金論争はその胎動の見出される時期である。

一七五九年まで同行は二〇ポンド以下の額面金額の銀行券を發行しなかつた。その後一五ポンドおよび一〇ポンドの銀行券が導入され、一七九五年には早くも五ポンド券の發行がなされた。一ポンドおよび二ポンド銀行券の膨大な流通は券制限時代のあいだに行われた。⁽⁴⁾「これら小額券は一〇〇—二〇〇万ポンドほど、とくに發券銀行のないマンチェスター、リヴァプールなどの地方に流出した」⁽⁵⁾のである。主としてこの地方における所得の流通を代位して流通し、すなわちこうして、それまでは主として大額で、国家にたいする貸付や資本の流通を媒介していたイングランド銀行券が、所得の流通を代位する傾向を示した。しかし、銀行券が本来的な信用貨幣として所得の流通にまで浸透してゆき、広く一般流通において機能しうようになるには今一つの試練を必要とした。近代資本主義に固有な恐慌の出発点であつた一八二五年の恐慌である。「一八二五年の恐慌の最高頂において、公衆は地方銀行券にたいする信用を全く失つた。そしてそれを支払のため呈示したので金鑄貨の不足が起り、イングランド銀行の準備は百二十万ポンドに減少した。この事態は、イングランド銀行が一ポンド銀行券の忘れられた貯備を百五十万ポンドだけ直に流通界に投じ、"旧友のごとき"一般の信頼をもつ

て歓迎されたとき、救済されたのである。⁽⁶⁾つまり全国民の信用をもつてこのときの支払手段価値標準は支持された。逆にいうと、イングランド銀行は一般に産業資本のための銀行としての性格と地位とを獲得しつつあつたのである。前述の地方株式銀行の發展と普及がそれを背後から支えていた。一八二六年の株式銀行条例によつて地方株式銀行の設立が許可されるや、イングランド銀行は支店を各地に開設し始める。この支店の開設は私営銀行券をしだいに農村地域に限定せしめることになる。

一八二六年にグロウセスターに開設されたのを初めとして、一八三四年までに十二の支店が開かれた。⁽⁷⁾このイングランド銀行支店の開設は私営發券銀行とイングランド銀行との対立を現わす。一八三〇年代にイングランド銀行は株式發券銀行の裏書きある手形の割引きを拒否するという形でこれに対立する形勢を示したが、預金銀行取引を主要な業務とする株式銀行としてはさした打撃を受けなかつた点からみて、發券銀行取引の面において決定的な対立はイングランド銀行と私営銀行とのあいだで行われた。このことは支店銀行における貸付条件に最もよく現われている。すなわち自分の銀行券、または手形を發行しない約定の地方銀行にたいしては、約定上の最高から最低の範囲内で、三パーセントでの融資を許し、これは一八二八年から一八三五年まで常にロンドンでの割引率より一パーセント低かつた。⁽⁸⁾最初の約定をしたのは一八三〇年の一月で、バーミンガムの銀行商会であり、「一八四一年までに、二五行のこのような庇護銀行が契約し」、この結果、イングランド銀行の地方支店でなされた大抵の割引は、企業家や商人でなく、銀行家によつて呈示された手形であつたといわれる。⁽¹⁰⁾

こうして地方銀行券に代つてイングランド銀行券が支店を通じて地方に普及していつたのであるが、これについて注目しなければならぬことは、イングランド銀行が私営発券銀行をその発券銀行取引の面で吸収し、整備して行つたということである。預金銀行取引の方は、株式預金銀行がこれを吸収して発展させ、発券銀行取引の面からはイングランド銀行がそれを吸収して内包する傾向をもつてきたことである。これを最も特徴づけるものとしてイングランド銀行券が所得の流通で機能し、預金貨幣の第二次的な支払準備となつてロンドンおよび地方銀行の準備となつていつたという傾向である。事実、トマス・ジョブリンは「イングランド銀行支店の銀行券のうち四分の一は地方諸行の手許現金のうちに保有されたと一八四四年に算定しているのである」⁽¹²⁾。また、リヴァプールやマンチェスターなどの工業地帯においてイングランド銀行券が所得の流通に介入して機能していた事実についてはさききのべた。

イングランド銀行券が地方銀行券を代位して所得の流通において機能し、また地方銀行やロンドンの預金銀行における準備となり、預金貨幣のための支払準備として第二次的な現金としての性格を獲得しつゝあつたということは、この歴史的段階における産業資本の要請でもあり、また必然事でもあつた。一八三三年の銀行条例によつて法貨としての規定をうけとり、ピール条例によつて事実上、銀行券の発行独占を獲得することによつて中央発券銀行としての自覚を社会的にうち出すようになったイングランド銀行は、そうすることによつてまた、株式預金銀行の生成の基盤と素地を作ることとなつた。「一八四〇年になつて発券銀行にたいして、イングランド銀行が支店での割引勘定を拒否する」⁽¹³⁾ ようになつたのは、イングランド銀行の地方発券銀行にたいする発行独占権が確立し、預金銀行にたいする管理・統制という要因、すなわち

産業独占や、したがって金融資本や国家独占資本などへの発展を予示する要因が含まれていたことを意味する。このような産業資本の要求をうけて、イングランド銀行はイギリス産業資本のための発券銀行として一応の完成を遂げることとなつた。そうしてイングランドの貨幣制度はイングランド銀行券を現象的な徴表として整備され確立されるようになったのである。銀行券が法貨となり、同時に兌換の規定が国家的・制度的に法制化されることによつて、その持つ経済的な法則がその形態を通じて実現される。すなわち、金貨幣のもつ価値尺度機能は、自由なる兌換という形態をとつて現われ、それはただ単に発券準備のみならず、預金のための準備として中央銀行の金庫の中に厳然と横わるのである。世界貨幣の準備金という機能が高揚され、大きな意義をもつてくるについては外国貿易などの条件が介入することになるのでここでは捨象するが、決して見落すことのできない重要な問題であることだけは、指摘しておきたい。

つまり銀行券はこの時期に本来的な銀行券として自己を確立した。イングランド銀行券が私営発券銀行の銀行券を代位し、他方、預金貨幣の支払準備ともなるという二つの新しい発展をえることによつて、信用貨幣として一般化され、深化され、仕上げられた。そうした事実の発展が背後にあつて、通貨論争が捲きおこり、一八三三年にはイングランド銀行券を法貨として承認し、またビールの銀行条例によつて、通貨主義の原理による発行制度の改革が強行された。イングランド銀行の発行統制をすることは、それだけ諸行の手許準備を減少させ、貸付取引の拡大を導く。預金の振替操作による信用供与をすることを慣習とする株式預金銀行の方からは、格別の批判は出てこよう筈がない。私営銀行券の信用が次第に失墜しつゝあつたこの段階において、通貨原理による発券規制は最も私営発券銀行にとつての打撃となつて現われる。銀

行原理による通貨原理への批判は、こうして没落して行く運命にあつた私營銀行の側から生ずることになる。「銀行券というものは信用の一形態に非ずしてなんであろう。それは流通の便利をより大にするため小金類に等分された信用に他ならぬのではないか。各銀行券は単に、銀行業者がこの券の最初の受領者に対して負うところの債務の、譲渡可能なる承認書——これに対して彼（銀行業者）は要求あり次第支払うべきことを約束する——に過ぎない、この銀行券が伝達すると称する価値なるものは、この銀行券がその所有者をして、これを発行元の銀行へ送ることによつて支配することを可能ならしめる処のものであり、それ以外の何ものでもない、しかしてこの価値は、右紙券によつて代理される貨幣自体の価値とともに騰落するが、この場合代理される貨幣が金屬貨幣であるかそれとも慣習通用的なものであるかは問うところではない、——けだし、銀行券の流通は両者の何れをも差別なしにその基礎としうるからである。⁽¹⁴⁾ この段階に銀行券が所得の流通にも資本の流通にもともに機能していたからといつて、銀行券の流通は両者を「差別なしに」その基礎とするのではない。銀行券が産業資本の確立という新しい社会關係の整備のなかでうけとつた性質であり、本質であることを忘れてはならない。フライトンの見解には、歴史的にも論理的にも先後の關係にあり、長い歴史の發展のうちにイングランド銀行券が受けとるに至つた性格を区別なしに同一の平面で論じている恨みがある。詳論は次に譲らう。

- (1) Emmanuel Coptiers, op. cit., p.51.
- (2) 渡辺佐平「金融論」岩波全書、一九五四年、一五五—六頁。
- (3) 高木幸二郎、前掲書、二一三—四頁。

- (4) L. Liepmann, a. a. O., S.53.
- (5) 三輪健三『前掲書』一一二頁。
- (6) Emmanuel Coppieters, op. cit., pp.58—9.
- (7) W. T. C. King, op. cit., p.51. リーマンのホヤとロビーヤを次のように設立された。 Gloucester (1836), Manchester (1826), Birminham(1827), Liverpool (1827), Newcastle (1828), Plymouth (1834). (L. Liepmann, a. a. O. S.80.)
- (8) W. T. C. King, op. cit., p.60.
- (9) Elmer Wood, op. cit., p.97.
- (10) Emmanuel Coppieters, op. cit., p.99.
- (11) インツラント銀行支店における銀行券の流通高は次のごとくである。

年次	位 ポ ン ド	単 万 ポ ン ド
1828	0.6	
1829	1.0	
1830	1.8	
1831	2.4	
1832	2.7	
1833	3.1	
1834	3.2	
1835	3.3	
1836	3.6	
1837	3.8	
1838	4.0	
1839	4.1	
1840	4.0	
1841	4.2	
1842	4.9	
1843	5.4	
1844	6.5	
1845	7.1	

(Elmer Wood, op. cit., p.16.)

- (12) Elmer Wood, ibid., pp.16—17.
- (13) Report on Bankers and Discount of 1871, in Emmanuel Coppieters, op. cit., p.99.
- (14) フラートン「通貨調節論」改造文庫『昭和十五年』上の六九頁。傍点後部は筆者。

通貨論争の出発点を一八三二年の銀行条例委員会での討論であるとすれば、通貨原理と銀行原理の主張はパーマーの定則の中に漠然と横わつているといえよう。これをもつて銀行原理の端緒となし、また通貨原理と銀行原理の混合物である⁽²⁾と見なす見解もある⁽¹⁾。それはともかく、イングランド銀行券を法貨にするという点においてはトウクも賛意を表している。この時代における発展がそれを極度に要求したからであろう。また漠然とはあるが、預金貨幣についての端緒的な概念がパーマーの定則につきまといつては、この時代の背景となつて展開しつゝあつた株式預金銀行の生成という事実にもとづいてのことと考えられる。これに反して、地金論争の時代においては、「どの側からも銀行預金のもつ有力なインフレ的影響力については論ぜられなかつた。思うに、ロンドンにおいてさえ、それ以外の地方はいうに及ばず、小切手取引の量がまだ小額であつたためであろう⁽³⁾」というホースフィールドの指摘は注目に価する。相異なる二つ理解の背後に横わる歴史的段階の相異が、ここに表現されているように思われる。ともかく一八三二年からピール条例の制定にいたるまでに、通貨原理と銀行原理の主張が銀行券の流通を支配する法則をめぐつて明確に対立してきたといわれるのであるから、両原理の主張する銀行券についての概念を考察しておこう。

通貨原理が銀行券を金属貨幣や国家紙幣などと同一視してこれを一括して貨幣の部題に入れるのは正しくない。そうして「完全価値の鑄貨のみが流通する純粹な金属貨幣制度が理想的な意味で、*「自然」*なものである⁽⁴⁾」として、銀行券の流通を、兌換の規定を設けるだけでなく、その分量までも貴金属の流出入および為替の状態に厳密に一致させるよう規制すべきだと主張することも誤つてゐる。銀行券の流通を完全に金属流通によつておきかえるということは、完全準備の銀行券

流通を、つまり銀行券の本源的・第一次的規定であるその貨幣手形性を、原初の未開の姿において強調することになる。銀行券の流通法則を金屬貨幣のそれと一致させることは、金屬流通と銀行券流通を区別せず同一の次元において把握することになる。しかし通貨原理の本質は貨幣制度の安定ということにあつた。一八一九年の兌換再開らしい、一八二五年、三六、三九年と近代資本主義の恐慌に見舞われ、イングランド銀行の金準備は枯渇し、たびたび絶対絶命のところまで追いやられた。ところでこうした資本主義の矛盾は流通過程において最もあらわに現象化する。流通過程における矛盾さえ解決すれば恐慌は回避されうるといふ俗流的な幻惑が生ずる。準備の狭小な、未組織な地方銀行券の発行さえ禁止し、またイングランド銀行券の発行統制さえすれば、恐慌は回避できると考えた。転倒され神祕化された理論である。それにも拘らず、彼らの原理はピール条例となつて結実した。イギリスの貨幣・銀行制度の發展が、そうした思考や主張をもつともらしいものにするまでに、物神化の度を進めて終局の形態に近づきつゝあつたからである。

銀行原理の方は、どうか。「事実上、また歴史的にみても、自分の研究し得た限りでは、物価の騰貴または低落が顯著に生じた如何なる場合においても、その騰落は銀行券の流通高の伸縮に先行して⁽⁵⁾いた」というトウクの歴史的な研究によつて、通貨原理の貨幣數量説の見解に鋭い批判のメスが入れられたことは敬服に価する。しかし次のような見解をのべるときは、どうだろうか。「銀行券というものは信用の一形態に非ずして何であらう」、「銀行券なるものは信用の小錢であり、信用がそれによつて發展するところの機械的構成中の最下級をなす」、⁽⁶⁾「王国における全商業取引の恐らく九割は鑄貨も紙券もその他……諸々の便宜手段中の如何なるものをも介入させることなしに、ロンドン手形交換所を通じてか或はま

た全国の各銀行間に広く整備されている相互交換組織により簡単な相殺の方法により片付けられる」等々とのべるとき、或はまた、銀行券や小切手などの信用諸手段に特有な還流の法則 (Gesetz des Rückflusses) によつてその過剰はないと説くとき、⁽⁸⁾ これらを、貨幣流通を支配する一般的な法則とどのような仕方に関係づけて把握しているのだろうかという疑問が生ずる。

十九世紀の初頭から中葉にかけてイングランド銀行は、地方発券銀行の内部に諸他の取引とあわせて保有されていた発券銀行取引を、これと対立するという形において撰取し内包してきた。そうすることによつて中央銀行としての性格と地位を、経済総過程の中に打出していつた。設立の当初においては、金匠銀行家の発行していた預金証券を技術的にうけついで経済的に止揚するという形において、近代市民革命の担当者たちのための銀行として生誕した。そのご約一世紀をへて、地方発券銀行の擡頭・簇生をまつて、本来的銀行券としての性格と意識に目覚め、工場制生産の生長と普及という産業資本の構造発展を契機に、近代的な銀行業として確立するにいたつた。その発行する銀行券は所得の流通に入ることによつて私営銀行券に取つて代り、後者を農村地域にのみ限定せしめる。他方、預金貨幣の支払準備にあてられる第二次の現金としての性格をうけとり、資本の流通を媒介する信用貨幣としての機能はむしろ小切手によつて代位されるようになった。そうした段階において始めて、産業資本の構造発展にふさわしい信用貨幣としての確立をえる。こうした銀行券自体の形態発展の歴史的な変遷や推移は、実は、貨幣制度が発券制度という展開された高次の次元において現象化するのと、つまりはそういう貨幣制度の形態発展のなかに貨幣の流通を支配する法則が貫徹され、実現されるということを意味

する。「それは第一次的には、金貨幣で流通が満されている場合に顕現する。次には、商業手形の流通の上に現われてくる。金貨幣による支払が約束されていて、その金価値で、金貨幣に代つて流通するところの代用の流通手段(商業貨幣)が機能するとき、金貨幣の流通において第一次の原初の機能を發揮する……この法則は、金貨幣から商業貨幣への展開において、その間に成り立つ貨幣的信用関係の縫目をたどり、派生的第二次の発現をえることができる。」この同じ法則は銀行券の流通をも規定する。⁽¹⁰⁾銀行券は本源的には両替商などの貨幣取引の部面に端を發した貨幣手形に由来した。産業資本の生成と商業信用の展開、したがつて商業手形の普及と發展をまつてそれにとつて代り流通するところの流通手段となつたとき、本来の意味での銀行券に蛹化する。しかし貨幣手形としての実質は、こうした止揚を通じても維持されねばならぬ基体である。銀行券が兌換されるかぎりその実質規定は存在する。やがて産業資本が確立し、信用制度が展開されて銀行券が法貨となつて貨幣制度の体系の底に沈澱する段階にいたつて兌換銀行券としての最終の展開をえて、本来的信用貨幣としての性格は全面的な開花をとげる。貸付取引を通じて發行され還流することを通常の流通の経路としなければならぬ貸付けられる貨幣手形という複雑な高次の規定を含んでいることは、併わせ注意されねばならぬ。貨幣流通を支配する一般的法則は、このような高次の規定性をもつ形態において実現され貫徹されるのである。

要するに、通貨原理も銀行原理も、こういう事実を正しくは認識しえなかつた。兌換および貸付・還流という二重の規定性を確認し、通貨原理の説く發券規制を無用であるのみか有害であるとさえ反駁する銀行原理にしても、通貨原理にたいする批判としては優れてはいたが、それ以上に出ることができなかつた。商品生産をつらぬく法則の必然として、産業

資本の生成・発展を通じて貰かれる歴史法則との関係の中で把握しえなかつたためである。批判は論理的にして、さらに歴史的になされねばならない。

- (1) R. C. O. Matthews, op. cit., p.166.
 - (2) 寺園徳一郎「通貨論争についての一考察」九大経済学研究、十八の四。同「銀行派理論の端緒」福岡商大論叢、四の二。
 - (3) J. Quin, The Trade of Banking in England, 1833, pp.265—70.
 - (4) J. K. Horsfield, The Duties of a Banker. II, in Papers..., p.36.
 - (5) L. Liepmann, a. a. O., S.112.
 - (6) トウルク「物価史」第二卷一七一—八頁。阿野訳、フラートン前掲書、一六〇頁に引用。
 - (7) フラートン「通貨調節論」前掲書、上九〇頁。
 - (8) フラートン「通貨調節論」前掲書、上の六一頁。
 - (9) L. Liepmann, a. a. O., S.157f.
 - (10) 高木暢哉「通貨原理と銀行原理について」九大経済学研究、第二十二卷一号、三三頁。
- 資本論、向坂訳、(中)の三三二頁。